

## 介護保険サービスの種類

介護保険制度には、様々な種類の介護サービスがあり、利用される方のお身体の状態だけでなく、生活環境によってもどのようなサービスが適しているかが異なります。ケアマネジャーさんとよく相談して決めましょう。

## 在宅で生活する方のためのサービス

### サービスの利用についての相談

**居宅介護支援**・・・ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。(利用料金はかかりません。)

### 自宅を訪問してもらう

**訪問介護**・・・ホームヘルパーがご自宅を訪問し、身体介護や生活援助などを行います。

☆身体介護＝入浴、食事、排泄の介助など

☆生活援助＝食事の準備、買い物、掃除、洗濯など

☆通院時などの車の乗り降りの介助

※庭の草むしりや除雪、利用者さん以外の方のための調理や洗濯などは対象外です。

**訪問入浴介護**・・・移動入浴車などで訪問し、入浴の介助をします。

**訪問リハビリテーション**・・・リハビリの専門家が訪問し、リハビリを行います。

### お医者さんの指導のもとでの助言・管理

**居宅療養管理指導**・・・医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方や食事など療養上の管理・指導を行います。

**訪問看護**・・・看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

### 施設に通う

**通所介護(デイサービス)**・・・デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。(送迎も行います。)

**通所リハビリテーション(デイケア)**・・・介護老人保健施設や病院などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。(送迎も行います。)

## 短期間 施設に泊まる

低所得の方に対して、居住費・食費の減免制度があります。

**短期入所生活介護(ショートステイ)**・・・介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

**短期入所療養介護(医療型ショートステイ)**・・・介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

## 福祉用具を利用したい

**福祉用具貸与**・・・次の12種類の福祉用具がレンタルできます。

①車いす ②車いす付属品(クッション、電動補助装置など) ③特殊寝台(介護用ベッド) ④特殊寝台付属品(サイドレール、マットレスなど)  
⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト ⑬自動排泄処理装置  
※要支援1、2、要介護1の方が利用できる品目は、⑦～⑩に限られます。また、⑬については、要介護4、5の方のみ利用できます。

**特定福祉用具購入**・・・次の5種類の福祉用具を購入した場合、後日購入費の9割分が町から払い戻されます。

①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分  
※購入費の補助を受けるためには事前に申請が必要です。ご自分で購入した後、レシートや領収書を役場にお持ちいただいても、支給はできません。  
購入する前に必ずケアマネジャーさんに相談してください。役場への申請手続きもすべてケアマネジャーさんが行ってくれます。  
★補助対象額は年間10万円までが限度(補助金支給は9万円まで)ですが、翌年4月1日でリセットされます。  
(毎年度9万円まで補助を受けられます。)

## 住宅を改修したい

**居宅介護住宅改修**・・・生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく改修費の9割分が町から払い戻されます。  
※原則として、1回限りの支給となります。(別の住宅に引っ越した場合や、要介護度が著しく高くなった場合は再支給が可能です。)

★利用限度額:20万円(改修費の上限)の9割分(最高18万円まで支給) 1回の改修で20万円分を使い切らず、複数回に分けることも可能です。  
(例)10万円の改修・・・払い戻しは9万円 100万円の改修・・・払い戻しは18万円

◎対象となる改修:①手すりの設置 ②段差の解消 ③滑り防止、移動円滑化のための床材の変更 ④ドアから引き戸への取り替え  
⑤和式から洋式への便器の取り替え など

◎必要な書類:住宅改修が必要な理由書、改修前の現場写真(日付入り)、改修前後の図面(平面図・側面図)、手すり等のカタログ(写し)、見積書  
\*改修完了後に領収書を提出していただきます。

※町への申請等の手続きは、すべてケアマネジャーさんが行います。住宅改修が必要な場合は、必ずケアマネジャーさんに相談してください。  
ケアマネジャーさんを通さずに改修を行い、事後に役場に領収書等をお持ちいただいても支給できません。

## 施設に入所したい

低所得の方に対して、居住費・食費の減免制度があります。

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。  
入所をご希望の場合は、利用者やそのご家族が施設に直接申し込みをして、契約します。  
(役場では、どこにどのような施設があるかご紹介はできますが、申し込みの代行や斡旋等はありません。)

※要支援1～2の認定を受けた方は、施設サービスをご利用いただけません。

※要介護度や施設の規模、入居する部屋のタイプにより、費用が異なります。

### 【施設の種類】

- ・**介護老人福祉施設** (特別養護老人ホーム) …常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が中心となります。
- ・**介護老人保健施設** …病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理の下での介護や看護、リハビリを受けられます。
- ・**介護療養型医療施設** …急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制が整った医療施設で、医療や看護などを受けられます。